

## 商品概要について

種類・項目	トヨタグループ株式ファンド F (適格機関投資家専用私募)
運用の基本方針	
ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を通じて、トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車及びそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
基本方針	<p>トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社のうち、主としてわが国の証券取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書及びこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。</p> <p>ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行います。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。</p> <p>株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。</p> <p>なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義などに大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>* 当ファンドは、予め定められた一定の方針により投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入れ率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。</p>
投資対象	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式などに直接投資することもあります。
投資制限	<p>株式への投資割合等には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 0.378%（税抜 0.360%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等</li> <li>・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） 借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 366 号 (社)投資信託協会加入 / (社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 33 号 日本証券業協会加入 / (社)金融先物取引業協会加入 / (社)投資信託協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年 11 月 13 日（休業日の場合は翌営業日）